

CLOSE UP
福祉

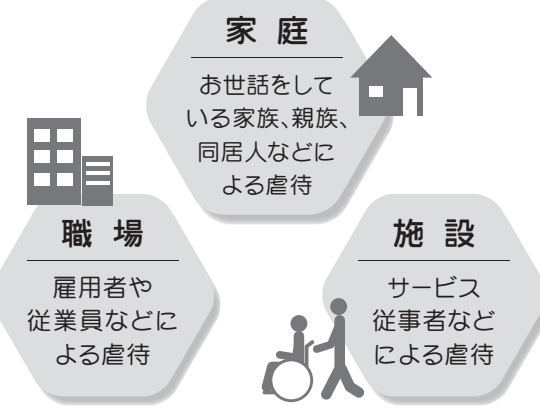
12月3日～9日は
障害者週間です



障害があってもなくても、一人ひとりを大切にする社会となるように、障害のある人の権利について考えてみませんか？

■日常の中に…
これって虐待!?

虐待には、身体的、心理的、性的、経済的虐待と放棄・放任があります。これらは目に見えるものからそうでないものまで、いろいろな形があります。虐待は、虐待しているという「自覚」や障害者本人の「自覚」は問いません。
※障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を見つけた場合は通報することが義務付けられています



■虐待はこんなところでも…?

気付いてあげられるのはあなたです。周囲から見て虐待が疑われる場合は、未然に防いだり早期発見・早期対応のために、ご連絡をお願いします。

問 福祉事務所 社会福祉係
☎57-85509

■連絡先
香南市障害者虐待防止センター
(福祉事務所内)

▼平日昼間(8時30分～17時15分)
…福祉事務所 ☎57-85509

▼夜間(17時15分～翌日8時30分)
および土・日曜日・祝日
…市役所(代表) ☎56-0511

※通報者・相談者の情報厳守

CLOSE UP
JOT

香南市営業時間短縮要請協力金の申請を忘れていませんか？

高知県から飲食店等に対して行われた、営業時間の短縮等にご協力いただいた市内の飲食店等の事業者に対して、市独自の協力を支給しています。

高知県から飲食店等に対して令和3年8月21日から9月3日まで、営業時間の短縮要請が行われました。この要請に応じて、営業時間の短縮等にご協力いただいた市内の飲食店等の事業者に対して、市独自の協力を支給しています。

申請期間は令和3年12月24日(金)までです。対象となる事業者の方は忘れずに申請をお願いします。

【対象】次のすべてを満たす事業者
①市内に営業時間短縮要請の対象施設を有していること
②高知県営業時間短縮要請協力金(第3期)を受給していること
③営業時間短縮の要請を行った日以前から法令等で定める営業に必要な許可等を取得していること
④今後も市内で事業を継続する意思があること

【支給額】
営業時間短縮要請に協力した日数×1万円
※定休日等は除く

【必要書類】
①交付申請書兼請求書
②誓約書
③高知県営業時間短縮要請協力金支給決定通知書の写し
④通帳の写し
⑤本人確認書類の写し(個人事業者のみ)

【申請方法】
申請書は原則郵送で受け付けます。申請書等は市のホームページからダウンロードしていただくか、本庁舎・各支所等で配布しています。

【申請期間】
令和3年9月27日(月)～
令和3年12月24日(金)

問 商工観光課 ☎50-30013

CLOSE UP INFORMATION

CLOSE UP
生活

家畜や家きんを
飼育している皆さまへ

鳥インフルエンザや豚コレラの発生を予防するために、次のような対策をとりましょう。



■鳥インフルエンザの発生を防ぎましょう!

①衛生管理区域に入る時は、専用の服や、はき物を身に付けましょう。
②飼育施設やその周囲を清潔に保ちましょう。

③飼育施設には、野鳥や野生動物が侵入しないように金網やネットをかけましょう(2cm角目以下が目安)。

④飼育施設の出入口では専用の靴に履き替え、専用手袋を着用するか、アルコールスプレー等による手指の消毒を行いましょ。消毒薬は、薬局・薬店等で市販されているもので十分に効果があります。

飼育している家きんが連続して死亡するなどの異状がみられた場合は、すぐに家畜保健衛生所か獣医師にご連絡ください。

問 中央家畜保健衛生所香長支所
☎0887-15213069
夜間・休日の連絡先/県庁代表
☎088-1823-1111

■飼育状況について
定期報告をお願いします

昨年度、高知県内でも高病原性鳥インフルエンザが発生し、豚熱も各地で発生が続いています。このため、家畜や家きんの飼育状況をより正確に把握して防疫に役立てるため、家畜や家きんを飼育されている方々は、家畜伝染病予防法に基づき、飼育頭羽数や衛生管理状況を家畜保健衛生所に定期的に報告することが義務づけられています。

▼報告が必要なのは次の15種類です
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
※牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚を飼っている方は4月15日まで、それ以外は6月15日までに報告してください

問 中央家畜保健衛生所香長支所
☎0887-15213069
県畜産振興課
☎088-1821-4553

CLOSE UP
税

介護保険に関する税控除があるのをご存知ですか？

確定申告時に必要な書類を添付することで、税控除を受けられる場合があります。対象の方は、お早めに高齢者介護課での申請手続きをお願いします。

■受けられる控除は2種類

①老齢者の障害者控除
介護認定を受け認定基準を満たしている場合、障害者手帳を取得していない場合でも障害者控除が適用されます。

■確定申告時に添付する書類

障害者控除を受けるとき
「障害者控除対象者認定書」
医療費控除を受けるとき
「おむつ代医療費控除証明書」
「おむつ代の領収書」
※初めての時のみ、医師が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」になります

■添付書類の申請方法

①申請者の本人確認書類
②対象者の介護保険被保険者証

▼申請窓口
高齢者介護課

▼書類の交付方法
判定後、後日郵送します。

問 高齢者介護課
☎57-85510



CLOSE UP INFORMATION

▼障害者控除額

区分	本人が障害者の場合		
	障害者	特別障害者	
所得税	27万円	40万円	
住民税	26万円	30万円	
区分	障害者である扶養親族または控除対象配偶者を有する場合		
	障害者	特別障害者	
		同居以外	同居の場合
所得税	27万円	40万円	75万円
住民税	26万円	30万円	53万円

②おむつ代の医療費控除

6カ月以上寝たきり状態にあり、治療上おむつの使用が必要な方は、おむつ代について医療費控除を受けることができます。